

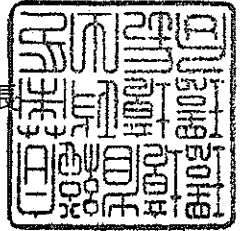


環政計発第 070717003 号

平成19年7月17日

コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業公募要綱を次のように定める。

環境省
総合環境政策局長



コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業公募要綱

1. 事業目的

この交付金は、コミュニティ・ファンド及び地域の環境保全に資する事業を行う者（以下「事業者」という。）等が構成する環境コミュニティ・ビジネスの促進のための協議会（以下「協議会」という。）に対し、地域活性化とともにエネルギー起源の二酸化炭素排出削減に資する事業（可燃性天然ガス及び非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の普及の促進に資するものに限る。）（以下「温暖化防止事業」という。）の事業内容の見直しに係る検討のために必要な経費を国が交付することにより、地域活性化にも資するエネルギー起源の二酸化炭素排出削減の取組を強力に推進し、その速やかな普及を図ることを目的とする。

本事業では、事業者が、環境面等の評価や、地域住民等との協議を経て事業内容を見直していく事業について、案を募集する。

注) 本交付金は、事業計画を見直すための検討作業に対する支援を行うものであり、設備導入費用を支援するものではない。

2. 応募主体

公募の対象は、コミュニティ・ファンド及び事業者等が構成する環境コミュニティ・ビジネスの促進のための協議会とする。

3. 事業の概要

この交付金を充てることができる事業（以下「交付金事業」という。）は、コミュニティ・ファンドから投資又は融資を受けて実施されることが予定されている温暖化防止事業の事業内容の見直しのため、協議会が行う以下に掲げる事業であって、環境面、社会面、経済的持続性の観点から適切なものとする。

- (1) 温暖化防止事業の事業内容の見直しのために必要な調査、分析等
- (2) 温暖化防止事業の事業内容の見直しのために必要な地域住民等との意見交換等
- (3) (1) (2) を踏まえた、温暖化防止事業の事業内容の詳細設計

4. 選定箇所数、交付金額

公募に対し提案のあった協議会の中から、概ね4箇所程度を交付金事業として選定する。1箇所あたりの交付金額は11,000(千円)程度とする。

5. 事業期間

事業期間は、平成19年度とする。

6. 応募期間・応募方法

本事業の応募については、平成19年8月6日(月)から平成19年8月31日(金)までの間に、応募書類を環境省総合環境政策局環境計画課へ持参又は郵送により提出するものとする。

7. 審査方法

書類選考により対象を絞った後、有識者による「コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業選定評価委員会(以下、「選定評価委員会」という。)」による審査により採択事業を決定する。審査のため、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出、選定評価委員会への出席・説明を求める場合がある。

なお、審査結果については選定事業をホームページ等を通じて公表する。

8. 事業要件

以下、(1)から(3)の要件を満たすことを前提として、(4)の要件及び温暖化防止事業に係る(5)から(8)の要件について評価を行う。

- (1) コミュニティ・ファンドは、投資(投資ファンドの運営を含む。)を行う場合については、環境保全等の公益を増大させる事業に限って投資を行い、必ずしも利益の極大化を求めないことを明示した上で資金を集めて投資を行う者であることとし、融資を行う場合は、日本銀行が発表する長期プライムレート以下の利率で融資を行う者であることを基本とする。
- (2) 協議会が設立されている又は交付金事業実施時まで設立されることが見込まれること。
- (3) 温暖化防止事業が、コミュニティ・ファンドからの投資又は融資を受けて実施されることが予定されており、コミュニティ・ファンドから環境面等に係る評価を受け、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減に資するとの評価を受けているものであること。
- (4) 温暖化防止事業に係る見直し手法が、環境面、社会面、経済的持続性の観点から適切なものであること。
- (5) 地域資源を的確に把握し、持続的に運営できるものであること。
- (6) 住民や事業者等の幅広い主体との協働が期待できるものであること。
- (7) エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果を含む環境保全効果及び地域活性化効果が、当該温暖化防止事業の事業計画書の中で示されていて、目標及びその根拠が適切なものであること。
- (8) 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる温暖

化防止事業であること。

9. 提出書類

(1) コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業計画書（様式1）

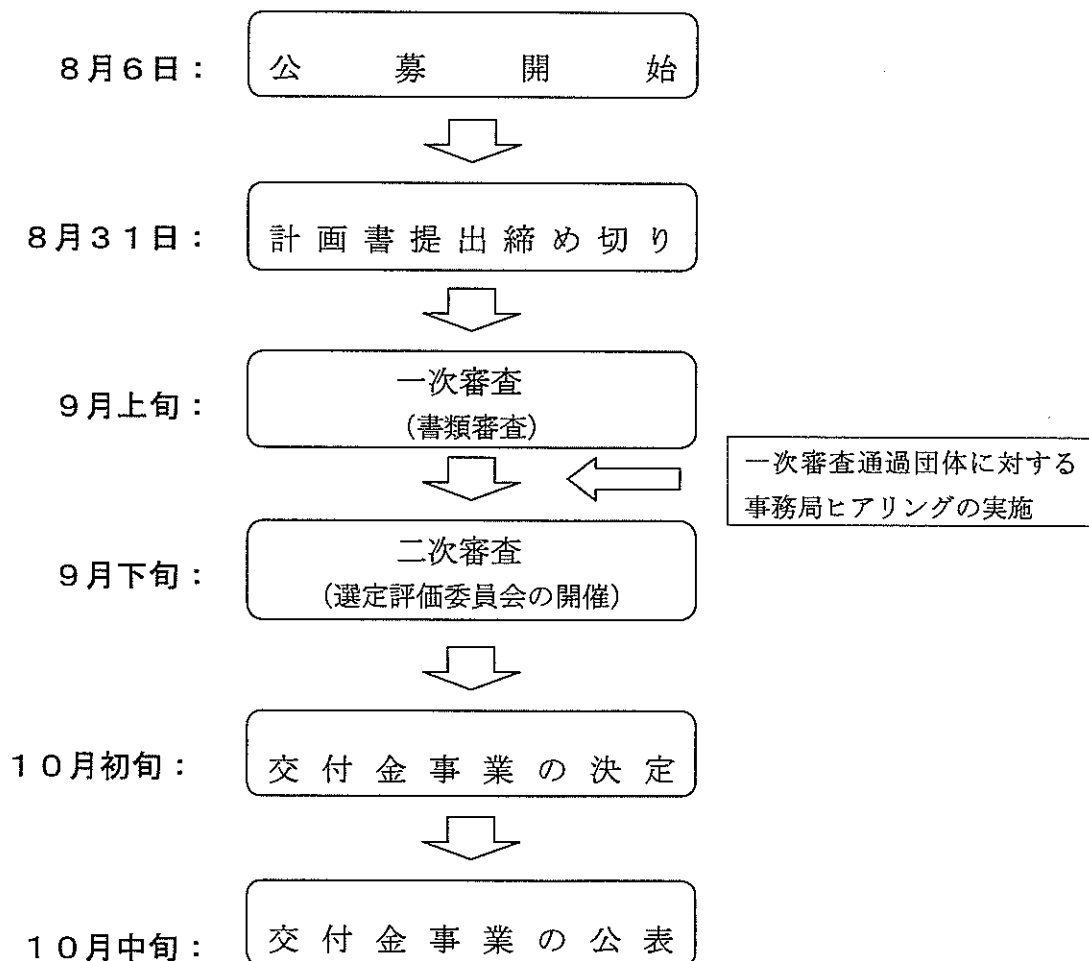
※以下の書類を合わせて提出すること。

- ・温暖化防止事業全体の予算及びコミュニティ・ファンドからの投資又は融資の予定額を示す書類
- ・当該投資又は融資について、コミュニティ・ファンドが行った環境面等の評価の内容を示す書類
- ・コミュニティ・ファンドの定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況、投融资実績等、団体の性格、内容を示す書類

(2) 交付金事業要望額積算内訳書（別紙1）

(3) 温暖化防止事業の直接的CO₂削減効果（別紙2）

10. 交付金事業決定等のスケジュール



11. 採択された場合の留意点

協議会は、交付金を受けた事業に関して環境省が行う調査等に協力すること。